

1. 高齢者虐待について

高齢者がその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう、高齢者虐待の防止と虐待を受けている高齢者の保護の措置、また高齢者を支える養護者の負担の軽減を目的として「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止や、養護者支援の重要性の理解を深めること、国や市町村が講ずる高齢者虐待の防止や養護者の支援のための施策に協力するよう努めること、虐待だと疑わしい場合に通報することが国民の責務であるとされています。

高齢者虐待防止法の用語説明

【高齢者】

65 歳以上の者

【養護者】

現に高齢者を養護（介護・世話）している者であり養介護施設従事者等以外の者。
家族・親族・知人等の世話人（同居しているかどうかは問わない）

【養介護施設従事者等】

以下の業務に従事する者。

（養介護施設）

- ・ 老人福祉法に規定する老人福祉施設（第 5 条の 3）、有料老人ホーム（第 29 条第 1 項）
- ・ 介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設（第 8 条第 22 項）、介護老人福祉施設（同条第 27 項）、介護老人保健施設（同条第 28 項）、地域包括支援センター（第 115 条の 46 第 1 項）

（養介護事業）

- ・ 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業（第 5 条の 2 第 1 項）
- ・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業（第 8 条第 1 項）、地域密着型サービス事業（同条第 14 項）、居宅介護支援事業（同条第 24 項）、介護予防サービス事業（第 8 条の 2 第 1 項）、地域密着型介護予防サービス事業（同条第 12 項）、介護予防支援事業（同条第 16 項）

(1) 養護者による高齢者虐待のとりえ方

①「高齢者」のとりえ方

高齢者虐待防止法では「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています（第2条第1項）。高齢者虐待防止法の附則2で、「高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とする者に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定しており、「高齢者にあたらぬ者」についても適切な対応が必要であるとしています。

【「65歳未満の者」に対する虐待の場合】

「65歳未満の者」についても虐待が生じている場合、対応すべき必要があるという点においては65歳以上の者に対する虐待と変わりありません。介護保険法による地域支援事業のひとつとして、市町村には「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護保険法第115条の45第2項第2号）が義務付けられており、介護保険法の「被保険者」は65歳以上の者に限られていません。

また、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、または養介護事業（サービス）の提供を受けている障害者については高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待の規定を適用します。

②「養護者」のとりえ方

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」と定めています。「現に養護する者」とは、当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理や提供していることが、「現に養護する」に該当すると考えられます。

(2) 高齢者虐待の定義と種類

① 高齢者虐待の定義

高齢者虐待は、「養護者」によるものと「養介護施設従事者等」によるものに分類されています。

② 高齢者虐待の種類

高齢者虐待防止法では、虐待の種類を「身体的虐待」「放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5種類に分類されています。

また、高齢者自らの意思、もしくは認知症やうつ症状などのために生活に関する能力や意欲が低下し、周りに対して援助を求めず、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態、いわゆる「自己放任（セルフネグレクト）」については、高齢者虐待防止法には該当しませんが、高齢者本人の権利が客観的に侵害されていると判断される場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

虐待の種類	虐待行為と具体的な例
身体的虐待	暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 《例》つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、身体拘束 など
放棄放任 (ネグレクト)	意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄・放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること 《例》入浴させず異臭がする、水分や食事を十分に与えない、必要な医療・介護サービスを使わせない など
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的・情緒的に苦痛を与えること 《例》怒鳴る、罵る、悪口を言う、嘲笑する、意図的な無視 など
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 《例》下半身を露出させ放置する、性器への接触、性行為の強要 など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 《例》必要な金銭の制限、不動産の無断売却、年金や預貯金の搾取 など
自己放任 (セルフネグレクト)	自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に自ら追い込むこと 《例》脱水症状、低栄養状態、危機的、非安全、不衛生な生活水準 など

(参考① 65歳以上の障害者への虐待について)

高齢者虐待防止法の施行後に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号、以下「障害者虐待防止法」という。)が成立しました。65歳以上の障害者について、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。上記の2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、障害所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります。(高齢者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を利用する、等)

(参考② 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待について)

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合(お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等)、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関に繋いでいくなどの対応が必要です。

(参考③ 医療機関における高齢者への虐待について)

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているかなどについて都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

(参考④ セルフネグレクトについて)

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康状態ができなくなっている、いわゆる「セルフネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障がい、アルコール関連の問題を有すると思われるものも多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援して欲しくない」「困っていない」等、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤独死に至るリスクも抱えています。

必要に応じて高齢者虐待防止法に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係機関の連携体制を構築することが重要です。